

施設基準の改正により、平成28年1月1日又は平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関又は保険薬局であっても、平成28年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

## 〔基本診療料①〕

1	一般病棟入院基本料(7対1入院基本料に限る) 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
2	一般病棟入院基本料(10対1入院基本料に限る) 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
3	一般病棟入院基本料の注6に掲げる看護必要度加算2又は3 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
4	一般病棟入院基本料の注12に掲げるADL維持向上等体制加算
5	療養病棟入院基本料の注10に掲げる在宅復帰機能強化加算 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
6	療養病棟入院基本料(注11に掲げる届出に限る) 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
7	特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。7対1入院基本料に限る) 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
8	特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。10対1入院基本料に限る) 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕

## 〔基本診療料②〕

9	特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算2又は3 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
10	特定機能病院入院基本料の注10に掲げるADL維持向上等体制加算
11	専門病院入院基本料(7対1入院基本料に限る) 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
12	専門病院入院基本料(10対1入院基本料に限る) 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
13	専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算2又は3 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
14	専門病院入院基本料の注9に規定するADL維持向上等体制加算
15	総合入院体制加算1 〔平成28年1月1日において現に当該点数に係る届出を行っている保険医療機関であって、平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
16	総合入院体制加算3 〔平成28年1月1日において現に旧算定方法別表第1区分番号A200に掲げる総合入院体制加算2に係る届出を行っている保険医療機関であって、平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕

### 〔基本診療料③〕

17	急性期看護補助体制加算 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
18	看護職員夜間12対1配置加算2 〔平成28年3月31日において現に旧算定方法別表第1区分番号A207-4に掲げる看護職員夜間配置加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
19	後発医薬品使用体制加算
20	救命救急入院料2又は4 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
21	特定集中治療室管理料 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕